

福岡県公報

平成18年9月22日
第2586号

目次

告示(第1802号-第1827号)

○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	1
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	3
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	3
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	3
○土地改良法第95条第1項に定める者の換地計画の適否決定	(農地計画課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○公共測量の実施	(土木管理課)	5
○公共測量の実施	(土木管理課)	5
○基本測量の実施	(土木管理課)	5
○公共測量の終了	(土木管理課)	5
○公共測量の終了	(土木管理課)	6
○公共測量の終了	(土木管理課)	6
○都市計画事業の認可	(公園街路課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7

○県営土地改良事業の工事の完了	(農地計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(監査保護課)	8
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(監査保護課)	9
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(監査保護課)	9
○生活保護法に基づく施術者の指定	(監査保護課)	9
○生活保護法に基づく施術者の廃止の届出	(監査保護課)	10

公 告

○平成18年度家畜商講習会の開催	(畜産課)	10
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	11
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	11

選挙管理委員会

○政治団体の設立届	(地方課)	12
○政治団体の届出事項の異動届	(地方課)	14
○政治団体の解散届	(地方課)	15
○資金管理団体の指定届	(地方課)	15
○資金管理団体の異動の届出	(地方課)	16

公安委員会

○教習指導員審査の実施	(警察本部運転免許試験課)	16
-------------	---------------	----

収用委員会

○土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用地課)	18
-------------------	-------	----

正 誤

○福岡県消費生活条例施行規則(平成18年福岡県規則第66号)中正誤		19
-----------------------------------	--	----

告 示

福岡県告示第1802号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

る。
平成18年9月22日
福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日
平成18年8月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人ムエタイやまと

(2) 代表者の氏名
田邊 弘

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県うきは市浮羽町高見868番地1

(4) 定款に記載された目的
この法人は、日本を含むアジアにおいて、生活環境、教育環境に問題を抱え苦しむ子供たちに対して、官民一体の生活環境の整備、援助、教育環境の設備、提案、連携に係る事業を行なうと共に、ムエタイを通じた事業を行なうことで、アジア全体の子供たちの人権擁護及び健全育成を推進し、併せて、多種多様な災害に対する緊急支援等の活動や国内の人々に対する啓発事業を行なうことで、国境を越えた国家間の連携協力の道を開き、アジアの平和持続のために尽力することを目的とする。

福岡県告示第1803号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日
平成18年8月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人 グローリー
- (2) 代表者の氏名
樋口 博行
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市上津一丁目28番5号
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、障がい者に対して、障害福祉サービス事業等及び当事者の就労や生活支援に関する事業等を行い、自立と住みよい共生社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1804号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日
平成18年8月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人バリアフリーサポート
- (2) 代表者の氏名
有畑 徹哉
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市若松区小石本村町1番118号
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、身体障害者に対して、身体障害者用施設、設備の利用環境の調査・

研究・提言などの事業を行い、身体障害者が尊厳を保ちながら地域社会の中で健常者と共に安心して快適なバリアフリー生活を送る事のできる社会づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1805号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年9月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人メディカルサロンひまわり

(2) 代表者の氏名

白石 繁子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市門司区大字伊川1099番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、お互いを思いやる心を育て、生きる喜びを共に感じあえる地域を目指し、高齢者・青少年を含む地域住民に対し、歩こう会・太極拳教室などの各種健康啓発事業を行うと共に高齢者の知恵を後世に伝える為の知恵の輪セミナー・世代間交流を図る各種共同作業などのコミュニケーション事業、高齢者に雇用の場を提供する為の技術講習並びにビジネス提案・ビジネス構築などの就業支援並びに雇用創出事業を行う。これらの事を子供会・町内会・老人会・婦人会などとも協調して行い、地域住民の健康で安心・安全な住みよい社会の実現に寄与する事を目的とする。

福岡県告示第1806号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年8月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人帆柱自然公園愛護会

(2) 代表者の氏名

豊沢 一男

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡東区尾倉1481番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、帆柱自然公園を中心とする自然環境や動植物の保全・保護に努めるため、森林を「守る」活動、歴史・文化を「伝える」活動、そして自然と人間との共生の心を「育てる」活動を進め、市民の健やかな心身の育成とともに環境都市づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1807号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (1) 名称 ホームセンターメイト志免店
 (2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町大字田富一丁目1番1号
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 意見なし

福岡県告示第1808号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第1項の規定に基づき、同法第95条第1項に定める者の換地計画を平成18年9月12日付けで適当であると決定したので、同法第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良事業の事業主体名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
猿尾田土地改良事業共同施行	換地計画書の写し	平成18年9月22日から 平成18年10月23日まで	嘉麻市役所山田庁舎

福岡県告示第1809号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

田川	県道	田桑川野線	前	田川郡川崎町大字田原285番先から同郡同町大字田原300番1先まで	8.8 ～ 12.3	134.2
			後	同上	11.5 ～ 14.9	
田川	県道	添田小石原線	前	田川郡添田町大字中元寺154番19先から同郡同町大字中元寺154番18先まで	38.0 ～ 76.4	46.0
			後	田川郡添田町大字中元寺154番19先から同郡同町大字中元寺154番17先まで	19.0 ～ 76.4	
田川	県道	金糸田川線	前	田川郡糸田町川宮1924番4先から同郡同町川宮1943番5先まで	11.8 ～ 24.5	195.0
			後	同上	9.0 ～ 24.5	

福岡県告示第1810号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年9月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間

田川	添田線 小石原	田川郡添田町大字中元寺154番19先から 同郡同町大字中元寺154番17先まで
田川	金田線 糸田川	田川郡糸田町川宮1924番4先から 同郡同町川宮1943番5先まで

福岡県告示第1811号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、小竹町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
小竹町南西地域	平成18年8月25日から 平成18年9月25日まで

福岡県告示第1812号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鞍手町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（公共下水道計画図作成）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間

鞍手町中山地区	平成18年7月21日から 平成18年10月21日まで
---------	-------------------------------

福岡県告示第1813号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成18年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

基本測量（2500レベルGIS基盤情報整備作業）

2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
北九州市（門司区、若松区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区）、 福岡市（東区、博多区、南区、西区、城南区、早良区）、久留米市、宮若市	平成18年9月21日から 平成19年3月20日まで

福岡県告示第1814号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市若松区本町二丁目地内	平成18年8月29日

福岡県告示第1815号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（空中写真測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀川流域	平成18年3月31日

福岡県告示第1816号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区横代南町五丁目～山手三丁目	平成18年8月10日

福岡県告示第1817号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 施行者の名称
大野城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
福岡都市計画道路事業 3・4・121号 平野南ヶ丘線
- 3 事業施行期間
平成18年9月22日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
大野城市牛頸4丁目及び横峰2丁目地内
 - (2) 使用の部分
大野城市牛頸4丁目地内

福岡県告示第1818号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	久留米立花線	前	久留米市藤山町697番2先から 同市藤山町698番5先まで	5.2 ～ 7.0	34.9

			後	同上	6.8 ～ 7.5	34.9
久留米	県道	浮羽線 草野線 久留米	前	久留米市山川町382番3先 から 同市山川町382番8先まで	3.7 ～ 3.9	58.9
			後	同上	5.1 ～ 5.3	58.9
久留米	県道	湯ノ原 合川線	前	久留米市高良内1699番6先 から 同市高良内1698番4先まで	1.9 ～ 3.9	121.8
			後	同上	4.9 ～ 23.5	121.8

福岡県告示第1819号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年9月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米立花線	久留米市藤山町697番2先から 同市藤山町698番5先まで
久留米	浮羽線 草野線 久留米	久留米市山川町382番3先から 同市山川町382番8先まで
久留米	湯ノ原 合川線	久留米市高良内1699番6先から 同市高良内1698番4先まで

福岡県告示第1820号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	直方線 芦屋線	前	遠賀郡遠賀町大字広渡1624 番先から 同郡同町大字広渡1596番1 先まで	13.2 ～ 26.0	10.0
			後	同上	13.2 ～ 13.6	10.0

福岡県告示第1821号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成18年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業（椎田地区）	平成13年3月30日
農業用排水施設整備事業（伊良原地区）	平成13年3月27日
農業用排水施設整備事業（諫山地区）	平成10年11月30日
農業用排水施設整備事業（岩屋地区）	平成18年3月28日
農業用排水施設整備事業（合河東部第二地区）	平成18年3月28日
農道整備事業（椎田地区）	平成13年3月30日

農道整備事業（伊良原地区）	平成14年3月25日
農道整備事業（諫山地区）	平成14年8月4日
農道整備事業（合河東部地区）	平成14年11月19日
農道整備事業（上城井地区）	平成14年11月15日
農道用ため池整備事業（椎田地区）	平成13年3月30日
農道用ため池整備事業（伊良原地区）	平成8年3月25日
区画整理事業（伊良原地区第1換地区）	平成16年3月25日
区画整理事業（伊良原地区第2換地区）	平成16年3月25日
区画整理事業（伊良原地区第3換地区）	平成16年3月25日
区画整理事業（伊良原地区第4換地区）	平成16年3月25日
区画整理事業（伊良原地区第5換地区）	平成16年3月25日
区画整理事業（伊良原地区第6換地区）	平成16年3月25日
区画整理事業（諫山地区第1換地区）	平成16年2月5日
区画整理事業（諫山地区第2換地区）	平成16年2月5日
区画整理事業（諫山地区第3換地区）	平成16年2月5日
区画整理事業（岩屋地区第1換地区）	平成18年3月28日
区画整理事業（岩屋地区第2換地区）	平成18年3月28日
区画整理事業（岩屋地区第3換地区）	平成18年3月28日
区画整理事業（合河東部地区）	平成17年3月30日
区画整理事業（合河東部第二地区第1換地区）	平成18年3月30日
区画整理事業（合河東部第二地区第2換地区）	平成18年3月30日
区画整理事業（合河東部第二地区第3換地区）	平成18年3月30日
区画整理事業（上城井地区第1換地区）	平成17年3月24日
区画整理事業（上城井地区第2換地区）	平成16年3月31日
区画整理事業（上城井地区第3換地区）	平成17年3月24日
暗渠排水事業（諫山地区）	平成13年12月12日

福岡県告示第1822号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

直方市大字植木字石山谷165-4から165-10まで、字水ヶ谷835-10、835-18から835-20まで、及び字コスウェ1245-13から1245-33まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

直方市殿町7番1号

直方市長 向野 敏昭

福岡県告示第1823号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日
古生48	医療法人堤医院	古賀市青柳821-1	18・7・1
久生652	産科・婦人科渡辺レディースクリニック	久留米市国分町224-15	18・7・1
う生31	うすい内科・循環器科	うきは市吉井町1262-5	18・9・1
豊生80	医療法人薫陽会くろつち整形外科クリニック	豊前市大字赤熊1359-3	18・4・1
像生歯64	宗像こころ歯科	宗像市くりえいと1丁目5-1 サンリブくりえいと宗像店2F	18・8・1
柳生歯58	古賀歯科医院	柳川市恵美須町25-1	18・8・1
田生歯77	あとの歯科クリニック	田川市大字夏吉1205-11	18・8・13
京生歯90	松延デンタルクリニック	築上郡築上町椎田973-1	18・9・1
粕生薬117	ハーモニー薬局空港東店	糟屋郡志免町大字別府451-5	18・7・1

小生薬42	コスモ薬局	小郡市小郡字南浦1161-4	18・7・1
久地生薬9	朝倉調剤薬局	三井郡大刀洗町大字山隈1467-12	18・4・19
京生薬58	中町調剤薬局	京都郡苅田町神田町2丁目4-6	18・7・1

福岡県告示第1824号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
福岡生歯75	ざいぜん歯科医院	前原市大字加布里字塩屋新開29-2	18・8・1
京生歯12	高野歯科医院	築上郡上毛町大字垂水1783-7	18・8・4

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
古生11	堤医院	古賀市青柳町821-1	18・6・30
豊生73	くろっち整形外科クリニック	豊前市大字赤熊1359-3	18・3・31
う生3	坂本内科医院	うきは市浮羽町朝田355-5	18・8・24
像生歯60	宗像こころ歯科	宗像市くりえいと1丁目5-1 サンリブくりえいと宗像店2階	18・7・31
大野生歯36	安東歯科医院	大野城市白木原1丁目4-14H OE1ビル2階	18・8・13
柳生歯35	医療法人律俊会古賀歯科医院	柳川市恵美須町25-1	18・7・31
田生歯48	あとの歯科クリニック	田川市大字夏吉1205-11	18・8・12

三井生薬1	朝倉調剤薬局	三井郡大刀洗町大字山隈1467-12	18・4・18
777	苅田薬局	京都郡苅田町京町1丁目11-9	14・12・31

福岡県告示第1825号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
久生180	療養型 高良台病院	高良台リハビリテーション病院	久留米市藤光町965-2	18・8・1
久生611	二宮外科胃腸科医院	にのみや整形外科	久留米市北野町中29-1	18・7・1
大川生薬8	有限会社グリーン調剤薬局	グリーン調剤薬局	大川市大字榎津字津村口8-5	18・8・2

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
遠生38	えびつ調剤薬局	遠賀郡岡垣町大字海老津1227-1-2	遠賀郡岡垣町海老津駅前8-2	18・8・1

福岡県告示第1826号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年9月22日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
------	--------	---------	-------

嘉麻生マ9	梅崎勇二（タカラ保険訪問マッサージ）	嘉麻市上487-1	18・9・1
福津生柔2	津曲信行（まかせっきり整骨院）	福津市中央3丁目9-6	18・8・1

福岡県告示第1827号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年9月22日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
飯生マ19	梅崎勇二（飯塚マッサージ院）	飯塚市新飯塚13-2	18・9・1
像生マ5	井原伊津子（あゆむ宗像施術所）	宗像市日の里7丁目25-14	18・8・31

公 告

公告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、平成18年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成18年9月22日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 講習の目的
家畜の取引の業務に必要な知識の習得を図る。
- 2 講習の対象者
家畜の取引の業務を行うため家畜商免許を必要とする者
- 3 開催日時及び場所

日	時	場 所
平成18年10月19日（木曜日）	午前9時～午後5時	福岡市博多区東公園7番7号
平成18年10月20日（金曜日）	〃	福岡県庁南棟5階501号会議室

4 講習科目

科 目	時 間
家畜の取引に関する法令	4
家畜の品種及び特徴	4
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	6

5 受講手続

(1) 受講希望者は受講申込書一部に写真（申込み前6か月以内に撮影した上半身、無帽、正面向きのもの）を貼付し、平成18年10月11日（水曜日）までに福岡県農政部畜産課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「畜産課」という。）に提出すること。

また、受講手数料3,100円（福岡県領収証紙によること。）は、領収証紙納付書に貼付の上、講習会第1日目の講習会場受付に提出すること。

- (2) 講習会の受付は、講習会第1日目の午前8時30分から午前9時までの間に行う。
- (3) 受講申込書は、畜産課又は福岡県の農林事務所で交付する。

6 講習の特例措置

家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項ただし書の規定による講習の特例措置の適用を受けようとする者は、講習時間の特例措置適用申請書に必要事項を記入の上、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを添付し、受講申込書の提出時に提出すること。

7 修了証明書の交付

所定の講習科目を修了した者には、修了証明書を交付する。

8 その他

- (1) 受講者は、筆記用具を持参すること。
- (2) 講習会用テキストは、当日受付であってません（実費3,000円程度）。
- (3) 受講手続その他の問い合わせは、畜産課又は福岡県の農林事務所に対して行うこ

と。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年9月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 契約に係る物品の名称及び数量

- | | |
|------------------|----------|
| ① 男性警察官用夏服上衣（長袖） | 3,000着程度 |
| 男性警察官用夏服上衣（半袖） | 2,700着程度 |
| 女性警察官用夏服上衣（長袖） | 150着程度 |
| 女性警察官用夏服上衣（半袖） | 80着程度 |
| ② 男性警察官用合服上衣 | 1,000着程度 |
| 男性警察官用合活動服 | 500着程度 |
| 男性警察官用合服ズボン | 1,500本程度 |
| 女性警察官用合服上衣 | 70着程度 |
| 女性警察官用合活動服 | 30着程度 |
| 女性警察官用合タイトスカート | 70着程度 |
| 女性警察官用合服ズボン | 70本程度 |
| 女性警察官用合ベスト | 70着程度 |

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成18年8月8日

4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名
- ① 福岡日東産業株式会社

② 株式会社井筒屋

(2) 住所

- ① 福岡市中央区春吉3丁目16番25号
- ② 北九州市小倉北区船場町1番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

- | | | |
|------------------|-------|-----------|
| ① 男性警察官用夏服上衣（長袖） | 1着につき | 6,489円 |
| 男性警察官用夏服上衣（半袖） | 1着につき | 6,048円 |
| 女性警察官用夏服上衣（長袖） | 1着につき | 6,615円 |
| 女性警察官用夏服上衣（半袖） | 1着につき | 6,195円 |
| ② 男性警察官用合服上衣 | 1着につき | 15,361.5円 |
| 男性警察官用合活動服 | 1着につき | 15,004.5円 |
| 男性警察官用合服ズボン | 1本につき | 7,927.5円 |
| 女性警察官用合服上衣 | 1着につき | 16,012.5円 |
| 女性警察官用合活動服 | 1着につき | 15,907.5円 |
| 女性警察官用合タイトスカート | 1着につき | 6,573円 |
| 女性警察官用合服ズボン | 1本につき | 7,528.5円 |
| 女性警察官用合ベスト | 1着につき | 7,528.5円 |

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年9月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 落札に係る物品の名称及び数量

- | | |
|--------------|----------|
| 男性警察官用夏服ズボン | 7,000本程度 |
| 女性警察官用夏服スカート | 30着程度 |

女性警察官用夏服ズボン 70本程度
女性警察官用夏服ベスト 30着程度

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日
平成18年8月8日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名
株式会社博多大丸

(2) 住所
福岡市中央区天神1丁目4番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
男性警察官用夏服ズボン 1本につき 5,964円

女性警察官用夏服スカート 1着につき 5,628円
女性警察官用夏服ズボン 1本につき 6,951円
女性警察官用夏服ベスト 1着につき 7,276.5円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告日
平成18年7月5日

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第89号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年9月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成18年7月1日～7月31日
(政党の支部)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党粕屋支部	吉松源昭	中牟田弘治	糟屋郡須恵町大字須恵659-1	平成18年7月20日

(1 団体)
(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
いしばし利枝後援会	大神勇喜	吉竹義春	福津市中央5丁目5-2	平成18年7月25日

いでりは史郎後援会	出利葉 史郎	小林 誠一	うきは市吉井町731	平成18年7月14日
伊藤英明後援会	大塚 明	津秋 三二	田川郡川崎町大字安真木5657-5	平成18年7月24日
河端力三後援会	坂元 博	松下 敬司	田川郡糸田町西部1382	平成18年7月19日
熊井三千代後援会	熊井 三千代	熊井 義弘	柳川市西浜武132-5	平成18年7月10日
小池くにひろ後援会	小池 邦弘	池松 忠生	糟屋郡志免町志免東2丁目6-1	平成18年7月7日
こが靖典後援会	古賀 靖典	西村 宣敏	田川市大字伊田3546-4	平成18年7月7日
三小田一美後援会	三小田 一美	三小田 保弘	柳川市大和町塩塚541	平成18年7月11日
しらたに義隆後援会	白谷 光義	甲斐田 美好	柳川市大和町栄524-3	平成18年7月13日
陣内雅弘後援会	陣内 雅弘	荒谷 奎介	前原市篠原西3丁目13-43	平成18年7月7日
菅原英修後援会	菅原 光	菅原 博美	柳川市三橋町蒲船津1119	平成18年7月14日
たじま哲也後援会	田島 哲也	大野 武志	大牟田市浜田町22-9	平成18年7月4日
田中しんすけ後援会	田中 慎介	田中 憲一	福岡市南区高宮1丁目5-8高宮カステリア202	平成18年7月31日
中須賀達穂後援会	月森 清三郎	中須賀 さち子	田川市大字川宮1654-5	平成18年7月12日
永野清後援会	永野 清	永野 美恵子	久留米市北野町塚島112-1	平成18年7月12日
松本一彦後援会	深野 良二	深野 良二	朝倉郡筑前町依井1112	平成18年7月21日
村上修一後援会	財満 正憲	村上 大地	福津市中央2丁目1-3	平成18年7月27日
やひろ輝紀後援会	八尋 輝紀	島山 洋司	福津市上西郷1194	平成18年7月18日
やまだ陽一後援会	島本 厚生	舌間 道子	田川郡糸田町3699-5	平成18年7月25日

(19団体)

福岡県選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

る。

平成18年9月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成18年7月1日～7月31日

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党福岡県医療会支部	代 表 者	横 倉 義 武	竹 嶋 康 弘	平成18年6月22日	平成18年7月12日
民主党福岡県第11区総支部	主たる事務所の所在地	行橋市西宮市2丁目19-10長部ビル1F 3号室	京都郡苅田町新津2丁目1-3メンバー ズタウン苅田B206	平成18年7月1日	平成18年7月7日

(2団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
いえはら松夫後援会	主たる事務所の所在地	福岡市早良区早良7丁目13-12	福岡市早良区飯倉7丁目1-5第1内海 ビル102	平成18年7月10日	平成18年7月10日
「いずみひでお」を育てる会	主たる事務所の所在地	北九州市小倉南区徳力6丁目1-7-102	北九州市小倉南区南方5丁目21-14	平成18年7月26日	平成18年7月26日
中 家 一 後 援 会	主たる事務所の所在地	築上郡吉富町大字小犬丸110-1中里製 綱所2F	築上郡吉富町大字小犬丸110-1中里製 綱所2F	平成18年6月30日	平成18年7月6日
	代 表 者	野 依 晃 一	中 家 一		
西 島 英 利 後 援 会	代 表 者	横 倉 義 武	竹 嶋 康 弘	平成18年6月22日	平成18年7月12日
福 岡 県 医 師 連 盟	代 表 者	横 倉 義 武	竹 嶋 康 弘	平成18年6月22日	平成18年7月12日

福岡県美容政治連盟	代表者	安部健二郎	井手口宥公	平成18年7月3日	平成18年7月26日
古木英憲後援会	代表者	原正直	原正水	平成18年4月1日	平成18年7月28日
	会計責任者	安元勝一	山崎雅史		
諸藤哲男後援会	主たる事務所の所在地	柳川市大和町明野1565	山門郡大和町大字明野1565	平成17年3月21日	平成18年7月12日

(8団体)

福岡県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成18年9月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成18年7月1日～7月31日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
梶原二郎後援会	平成18年6月30日	平成18年7月19日
しらたに栄治後援会	平成18年7月31日	平成18年7月31日
(平成16年法17条2項適用団体) 河端力三後援会	平成18年6月30日	平成18年7月19日

受付期間 平成18年7月1日～7月31日

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
熊井三千代	柳川市議会議員	熊井三千代後援会	柳川市西浜武132-5	熊井三千代	平成18年7月3日	平成18年7月10日

(平成17年法17条2項適用団体) 三小田一美後援会	平成18年7月10日	平成18年7月11日
(平成17年法17条2項適用団体) 松本一彦後援会	平成18年7月21日	平成18年7月21日

(5団体)

福岡県選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年9月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

小池 邦 弘	福岡県議会議員	小池くにひろ後援会	糟屋郡志免町志免東2丁目6-1	小池 邦 弘	平成18年7月7日	平成18年7月7日
古賀 靖 典	福岡県議会議員	こが靖典後援会	田川市大字伊田3546-4	古賀 靖 典	平成18年7月6日	平成18年7月7日
陣内 雅 弘	前原市議会議員	陣内雅弘後援会	前原市篠原西3丁目13-43	陣内 雅 弘	平成18年7月7日	平成18年7月7日
田島 哲 也	大牟田市議会議員	たじま哲也後援会	大牟田市浜田町22-9	田島 哲 也	平成18年7月4日	平成18年7月4日
八尋 輝 紀	福津市議会議員	やひろ輝紀後援会	福津市上西郷1194	八尋 輝 紀	平成18年7月18日	平成18年7月18日

(6団体)

福岡県選挙管理委員会告示第93号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する

受 付 期 間 平成18年7月1日～7月31日

平成18年9月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異 動 事 項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
家原 松 夫	福岡県議会議員	いえはら松夫後援会	主たる事務所の所在地	福岡市早良区早良7丁目13-12	福岡市早良区飯倉7丁目1-5第1内海ビル102	平成18年7月10日	平成18年7月10日
諸藤 哲 男	柳川市議会議員	諸藤哲男後援会	主たる事務所の所在地	柳川市大和町明野1565	山門郡大和町大字明野1565	平成17年3月21日	平成18年7月12日
			公 職 の 種 類	柳川市議会議員	大和町議会議員		

(2団体)

公安委員会

福岡県公安委員会告示第248号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

平成18年9月22日

福岡県公安委員会

- 1 審査の種類
教習指導員審査（大型二種、普通二種、大型、普通、大特、大自二、普自二及び牽引）

2 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所
平成18年10月19日（木曜日） 午前9時00分～午後5時00分	知 識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 栄泉不動産天神第二ビル内 福岡県指定自動車学校協会
平成18年10月20日（金曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	福岡市中央区天神4丁目4番27号 栄泉不動産天神第二ビル内 福岡県指定自動車学校協会
平成18年10月23日（月曜日） 〃 10月24日（火曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	飯塚市仁保23番地21 筑豊自動車運転免許試験場

3 審査の申請手続等及び受付期間

(1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を複写したもの及び次の表に掲げる審査手数料を添えて福岡県警察本部運転免許試験課へ提出すること。

審査種類	手数料の額	審査細目の一部を免除される場合の手数料の額
普 通	12,150円	左記手数料の額から別表1の免除される審査細目に係る額を減じた額
特定第一種	9,850円	
大型二種	12,550円	左記手数料の額から別表2の免除される審査細目に係る額を減じた額
普通二種		

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部運転免許試験課で交付する。郵便によって審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から同年10月12日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から同年10月12日（木曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 その他

(1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。

(2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

(3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、道路交通法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続その他の問い合わせは、福岡県警察本部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連 絡 先 福岡県警察本部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所 在 地 福岡市南区花畑4丁目7番1号

電話番号 092-566-2892

別表1

審 査 細 目	教習指導員審査 (普通)に係る額	教習指導員審査 (特定第一種) に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,100円	1,450円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,350円	1,350円
3 学科教習に必要な教習の技能	1,250円	1,250円

4 法第108条の2第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	1,250円	1,300円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	1,250円	1,300円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	1,200円	1,200円
備考 1 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては6,350円、教習指導員審査（特定第一種）を受けようとする者にあつては4,000円を減ずるものとする。 2 4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては2,600円、教習指導員審査（特定第一種）を受けようとする者にあつては2,650円を減ずるものとする。 3 1の項から6の項までに掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,400円、教習指導員審査（特定第一種）を受けようとする者にあつては9,100円を減ずるものとする。		

別表2

審査細目	教習指導員審査 （大型第二種免許及び普通第二種免許） に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,750円
2 技能教習に必要な教習の技能	8,250円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	2,850円
備考 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、8,950円を減ずるものとする。	

収用委員会

福岡県収用委員会告示第7号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成18年9月22日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

福岡県

2 事業の種類

二級河川御笠川水系御笠川改修工事（河川激甚災害対策特別緊急事業・福岡県福岡市博多区上呉服町、同区千代二丁目、同区博多駅東一丁目、同区堅粕五丁目、同区西月隈六丁目、同区西月隈四丁目、同区立花寺一丁目及び同県大野城市仲畑一丁目地内）及びこれに伴う市道付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔（ ）は公簿地積〕
福岡県福岡市博多区上呉服町	394番1	宅地	94.48（94.21）平方メートルのうち 収用しようとする土地の面積92.42平方メートル

（注）地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

登記名義人白樂久子の相続人

井上 順子

福岡県福岡市西区生の松原4丁目12番5号

井上 博満

福岡県福岡市西区生の松原4丁目9番4号

井上 昌三

熊本県下益城郡美里町畝野1846番地2

井上 隆介

千葉県千葉市花見川区横戸台3番地の2

古賀 節美

福岡県福岡市南区大平寺2丁目10番6号

井上 正

福岡県福岡市早良区西新2丁目3番20号

鋤本 カオル

福岡県筑紫野市二日市中央2丁目11番7-302号

中牟田 ツヨコ

福岡県糟屋郡須恵町大字新原96番地2

三浦 ゑみ子

福岡県福岡市南区高宮4丁目13番30号

古賀 岳雄

住所不明

ただし住民票上の住所

大阪府枚方市山之上1丁目8番20-201号

上記不在者古賀岳雄の財産管理人 有吉伸一

福岡県大野城市白木原1丁目12番13-1405号

古賀 徳次

福岡県春日市岡本3丁目46番地5

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成18年7月28日

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
18・6・30	2552 増刊①	規 則	66	8の次				挿入	次ページ以下のとおり	

様式第1号 (第9条関係)

(表)

福岡県知事 殿		消費者訴訟資金貸付申請書		年	月	日
次のとおり貸付金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。						
被害額		円	損害賠償請求額	円		
貸付申請金額		円	内	裁判所に納める費用		
			内	弁護士に支払う費用		
			内	その他訴訟に要する費用		
申請者	ふりがな氏名	⑩	住所郵便番号	電話()		
保	生年月日	年齢	職業			
証	ふりがな氏名	⑩	住所郵便番号	電話()		
人	職業		借付金を借りているか	有	無	借付金の保証人となっているか
共同して訴訟を提起しようとする場合は、その者の人数 人(申請者を含む。)						
この場合、共同して訴訟を提起しようとする者は、委任状を添付のこと。						
弁護士	ふりがな氏名					
	事務所等所在地			郵便番号 電話番号()		
相手	名称					
	所在地					
手	代表者氏名					
	名称					
	所在地					
方	代表者氏名					
※	貸付決定額	円	内	裁判所に納める費用		
決	貸付決定年月日	年	月	日	円	
定	貸付決定番号	第	号	円		
				その他訴訟に要する費用		
否 決 取 下 げ						
年 月 日						

備考 ※印欄には記入しないこと。

(裏)

被害概要書

--

様式第2号（第9条、第14条関係）

訴訟費用支払予定額調書					
費用区分	内	内 訳	支払予定額	支払予定 年 月 日	貸付申請額
裁判所に 納める費 用		円	円	年 月 日	円
弁護士に 支払う費 用		円	円	年 月 日	円
その他訴 訟に要す る費用		円	円	年 月 日	円
計			円		円

様式第3号（第11条関係）

消費者訴訟資金貸付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

福岡県知事



年 月 日付けで申請のあった消費者訴訟資金の貸付けについては、次のとおり貸し付けることに決定したので通知します。

貸付決定番号	第 号
貸付決定額	円
貸付決定額の内訳	
裁判所に納める費用	円
弁護士に支払う費用	円
その他の訴訟費用	円

- 貸付条件 1 貸付金を、貸付けの目的以外の目的に使用しないこと。
2 年 月 日までに様式第5号による消費者訴訟資金借用書を提出し、貸付金の交付を受けること。

様式第4号 (第11条関係)

消費者訴訟資金貸付不承認通知書

第 年 月 日
号

殿

福岡県知事



年 月 日付けで申請のあった消費者訴訟資金の貸付けは、次の理由により不承認と決定したので通知します。

不承認の理由

Large empty rectangular box for providing reasons for non-approval.

様式第5号（第13条関係）

消費者訴訟資金借用書

年 月 日

福岡県知事 殿

借受者 住所 氏名 

保証人 住所 氏名 

年 月 日 第 号で貸付け決定の通知を受けた貸付金を次のとおり借用しました。

なお、福岡県消費生活条例施行規則に規定する条件を遵守します。

借受金額	円
------	---

保証人は、借受者と連帯して債務を負担いたします。

備考 借受者及び保証人は、印鑑証明書を必ず添付のこと。

様式第6号（第14条関係）

福岡県知事 殿		消費者訴訟資金追加貸付申請書		年 月 日
(申請者)住所		(申請者)住所		印
氏名		氏名		印
(保証人)住所		(保証人)住所		印
氏名		氏名		印
次のおとり貸付金の追加貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。				
追加貸付申請金額	円	内	裁判所に納める費用	円
			弁護士に支払う費用	円
			その他訴訟に要する費用	円
既借受金額	円	内	裁判所に納める費用	円
			弁護士に支払う費用	円
			その他訴訟に要する費用	円
追加貸付申請の理由				
追加貸付決定額	円	内	裁判所に納める費用	円
追加貸付決定年月日	年 月 日		弁護士に支払う費用	円
貸付決定番号	第 号		その他訴訟に要する費用	円
※ 決定		否 決	取下げ	年 月 日
※ 摘要				

備考 ※印欄には、記入しないこと。

様式第7号 (第14条関係)

訴訟費用収支精算書						
費用区分	支	払	額	支払年月日	貸付額	残額
裁判所に 納めた費 用	内訳		円	年 月 日	円	円
弁護士に 支払った 費用	内訳		円	年 月 日	円	円
その他訴 訟に要し た費用	内訳		円	年 月 日	円	円
計			円		円	円

様式第8号 (第16条関係)

福岡県知事 殿		消費者訴訟資金返還猶予申請書		年 月 日
(申請者)住所		(申請者)住所		印
氏名		氏名		印
(保証人)住所		(保証人)住所		印
氏名		氏名		
次のとおり貸付金の返還猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。				
貸付決定年月日	年 月 日	貸付決定番号	第 号	
借 受 金 額	円	返還猶予申請金額	円	
訴訟終了年月日	年 月 日	返還猶予申請期限	年 月 日	
返還猶予申請の理由				
※ 決		摘 要		
返還猶予決定額		円		
返還猶予期限		年 月 日		
返還猶予決定番号		第 号		
返還猶予決定年月日		年 月 日		
否 決		取 下 げ		
		年 月 日		

備考 ※印欄には、記入しないこと。

様式第9号（第16条関係）

消費者訴訟資金返還猶予決定（不承認）通知書

第 号
年 月 日

殿

福岡県知事



年 月 日付けで申請のあった消費者訴訟資金の返還猶予について、次のとおり決定（不承認）しましたので通知します。

・資金の返還猶予決定

貸付金額	円
返還猶予申請額	円
返還猶予決定額	円
返還猶予期限	年 月 日

・資金の返還猶予不承認

貸付金額	円
返還猶予申請額	円
不承認とした理由	

様式第10号（第17条関係）

福岡県知事 殿		消費者訴訟資金返還免除申請書		年 月 日
		(申請者)住所 氏名 印		
		(保証人)住所 氏名 印		
次のとおり貸付金の返還免除を受けたいので、関係資料を添えて申請します。				
貸付決定年月日	年 月 日	貸付決定番号	第	号
借 受 金 額	円	返還免除申請金額	円	
訴訟に要した費用の額	円	内	裁判所に納めた費用	円
			弁護士に支払った費用	円
			その他訴訟に要した費用	円
訴訟の終了の結果相手方から弁済を受けた金額				
円				
返還免除申請の理由				
※ 決 定	返 還 免 除 金 額	円	摘 要	
	返還免除決定番号	第	号	
	返 還 免 除 決 定 年 月 日	年 月 日		
否 決		取 下 げ	年 月 日	

備考 ※印欄には、記入しないこと。

様式第11号 (第17条関係)

消費者訴訟資金返還免除決定(不承認)通知書

第 年 月 日
号

殿

福岡県知事



年 月 日付けで申請のあった消費者訴訟資金の返還免除について、次のとおり決定(不承認)しましたので通知します。

- ・資金の返還免除決定

貸付金額	円
返還免除申請額	円
返還免除決定額	円

- ・資金の返還免除不承認

貸付金額	円
返還免除申請額	円
不承認とした理由	

様式第12号（第20条関係）

<p style="text-align: center;">消費者訴訟経過報告書</p> <p style="text-align: center;">福岡県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〔借受者又は〕住所 〔訴訟代理人〕氏名 ㊟</p> <p>下記訴訟に関し、第 回口頭弁論における経過を報告します。</p>	
事 件 名	年 () 第 号
借受者（原告）氏名	
相手方（被告）名称	
(公判日時)	年 月 日(時)
(裁判所)	
(訴訟経過)	
(問題点及び意見)	
(次回)	年 月 日 時

様式第13号 (第20条関係)

<p>消費者訴訟結果報告書</p> <p>福岡県知事 殿</p> <p>〔借受者又は〕住所 〔訴訟代理人〕氏名 (印)</p> <p>年 月 日</p> <p>下記の件に関し、訴訟が終了いたしましたので結果を報告します。</p>	
事 件 名	年 () 第 号
借受者(原告)氏名	
相手方(被告)名称	
(終了日時)	年 月 日(時)
(裁判所)	
(訴訟結果)	